

第3期 七戸町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

● 計画策定の趣旨 ●

七戸町では、「安心してすこやかな子どもを産み育てることができるまち しちのへ」を基本理念とした「七戸町子ども・子育て支援事業計画」(5か年計画:平成27年度～(第1期)、令和2年度～(第2期))を策定し、医療、母子保健等を含む、子ども・子育てに関する支援事業を進めてまいりました。

この度、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする「第3期七戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画は、社会情勢や子どもや子育て世帯を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、多様化するニーズへの対応や町の実情を反映し、すべての子どもと子育て世帯に寄り添い、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を包括的に提供することを目指しています。

● 基本理念 ●

子ども一人ひとりがすこやかに育ち
安心して楽しく生み育てることができるまち しちのへ



子どもの健やかな成長は、社会全体の願いです。また、子育てを支援することは、子どもや子育て家庭の幸せにつながるだけでなく、次世代の担い手を育むという意味でも大切です。

だれもが子どもを産み育てやすいと実感でき、地域ぐるみで子どもや子育て家庭に寄り添い、応援していく環境づくりを進めるとともに「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

本計画において、第1期、第2期計画を継承しつつも、こども一人ひとりを大切にする視点を明確にした基本理念を設定しました。

■ 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、本町が推進する教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保やこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

また、「次世代育成支援対策推進法」の要素を盛り込みつつ、第2期計画と同様、「子どもの貧困対策推進計画」を包含する計画とします。また、本町の運営の柱となる「七戸町長期総合計画」を上位計画とし、その他分野ごとに策定された関連する各計画との整合・連携を図りながら策定しています。

■ 基本目標

基本目標1 子ども・子育て環境の整備

地域や社会が、子どもや子育てする保護者に寄り添い、妊娠・出産、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、子どもの健やかな成長を支えるとともに、子育ての喜びを感じることができるよう、環境を整えます。また、子どもの居場所づくりや子育ての相談体制、情報提供を充実させることで、必要となる支援をだれもが受けられる環境を整えます。

基本目標2 子どもの教育・保育の推進

すべての子どもたちが、個人として尊重されつつ、個性や創造性を発揮し、自分の夢や希望に向かって健やかに成長していくことを支えます。子ども一人ひとりの成長を長い目でとらえ、保育園・認定こども園、小学校等の連携のもと、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切に推進します。

基本目標3 職業生活と家庭生活の両立の推進

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、育児負担による子育てを促進し、職業生活と家庭生活が両立できる「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

基本目標4 支援が必要な子どもへの対応

障がいや発達、疾病のほか、児童虐待や貧困など、子ども一人ひとりの特性や、それぞれの生活場面や環境において、早期発見・早期対策を目指すとともに、関係機関が相互に連携を深めつつ、本人と家庭、周りの人々との対話や協力を仰ぎながらきめ細かな取組を推進します。

基本目標5 親子の健康と健やかな成長の確保・推進(母子保健計画)

安全な妊娠・出産のための支援から、母子の健康づくり・子育ての支援までを切れ目なく充実させ、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを進めます。妊娠期から出産、育児の段階にかけて、母子保健サービスを着実に提供するとともに、子育て支援事業との連携を強化します。あわせて食育や思春期保健対策などの対策を推進します。

計画の体系

基本理念を踏まえた5つの基本目標を実現するため、各分野の基本施策を設定し、計画を推進します。

● 基本理念 ●

子ども一人ひとりがすこやかに育ち 安心して楽しく生み育てることができるまちしちのへ

基本目標 1 子ども・子育て環境の整備

基本施策

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 幼児教育・保育の確保
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 地域での子育て支援の推進や子どもの居場所づくり
- (5) 子育て相談体制の整備、子育て情報の提供

基本目標 2 子どもの教育・保育の推進

基本施策

- (1) 教育・保育の一体的な提供の推進
- (2) 保育所・認定こども園、小学校の連携
- (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
- (4) 支援給付等の円滑な実施

基本目標 3 職業生活と家庭生活の両立の推進

基本施策

- (1) 仕事と子育ての両立
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 男女共同での子育ての推進



基本目標 4 支援が必要な子どもへの対応

基本施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等自立支援の推進
- (3) 子どもの貧困対策の推進
- (4) 支援が必要な子どもへの対応

基本目標 5 親子の健康と健やかな成長の確保・推進(母子保健計画)

基本施策

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 思春期保健対策の充実
- (3) 食育の推進

教育・保育の確保

子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども子育て支援事業について、利用者の実績や人口推計、令和5年度に実施した利用ニーズ把握のための結果等を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間の「量の見込み(利用に関するニーズ量)」と「確保方策(量の見込みに対する確保量)」を検討しました。

教育・保育施設等	対象の認定区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園・認定こども園	1号認定	満3歳以上の教育認定。 満3歳以上で教育を希望する場合。	量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
			確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
保育所認定こども園 小規模保育施設	2号認定	満3歳以上の保育認定。 満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	量の見込み	160人	155人	138人	125人	111人
			確保方策	162人	157人	141人	126人	113人
保育所認定こども園 小規模保育施設	3号認定	満3歳未満の保育認定。 満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	量の見込み	98人	83人	72人	69人	68人
			確保方策	100人	90人	81人	78人	76人

地域子ども・子育て支援事業(抜粋)

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。本町では事業の取り組みを進めるとともに、さらなる充実に努めます。

事業名	事業の概要
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等を円滑に利用できるように、必要な情報提供・助言等を行う事業。
地域子育て支援拠点事業	保育所・認定こども園等の地域における身近な施設で子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
妊婦健康診査事業	妊娠期間中の適時における健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施する事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
病児保育事業	病児について、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、その健全な育成を図る事業。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所・認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
産後ケア事業	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、保健師、助産師等の専門職が、不安や悩みを傾聴し、相談支援(寄り添い)を行う事業。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	親の就労状況に関わらず、子どもを保育所・認定こども園に預けられる事業。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援をする事業。

第3期 七戸町 子ども・子育て支援事業計画 概要版



発行日 令和7年3月
 発行者 七戸町 こどもみらい課
 住所 〒039-2827 青森県上北郡七戸町字森ノ上359番地5
 TEL 0176-58-7622 / FAX 0176-68-3536